

Net119 利用規約

本システムは、音声による 119 番通報が困難な方が緊急通報を行う通報手段としてスマートフォンや携帯電話のネット機能を使用し、消防局に緊急通報（消防車や救急車の要請）ができるサービスです。

1. 利用対象者

堺市、高石市及び大阪狭山市にお住まいの方又は堺市、高石市及び大阪狭山市に在勤・在学されている方で、聴覚や言語機能に障害があり、音声による 119 番通報が困難な方

※音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。

2. 利用許諾事項

- (1) Net119 のご利用は、事前登録制となりますので、登録申請書に必要事項を記入のうえ、登録申請を行う必要があります。
- (2) 登録後の Net119 による通報は、堺市、高石市及び大阪狭山市内以外の地域から通報した場合、その通報が当消防局に入る場合があります。その際、登録された利用者情報も含めて管轄消防本部へ転送または伝達します。
- (3) インターネットに接続できないスマートフォンや携帯電話はご利用できません。また、一部携帯電話等において暗号化通信(※)に対応していない機種によっては、ご利用できないものがあります。

通信端末	推奨機種
スマートフォン	1.iPhone … ios9.0 以降 2.Android … ver.5.0 以降
携帯電話(フィーチャーフォン)	おおむね平成 2 5 年以降に発売された機種

※HTTPS 接続が可能な Web ブラウザを有していること

※第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない携帯電話等では、Net119 が利用できない場合があります。

- (4) 救急隊や消防隊が向かうべき場所を特定する際に GPS 情報を利用しますので、GPS 機能を必ず ON に設定してください。
- (5) 迷惑メール、未承諾広告メール等の受信防止の迷惑メールを設定されている場合は、消防局からのメールを届けることができません。迷惑メールを設定されている場合は、sakai-cfb@h-net119.com(送信専用アドレス)からのメールを拒否しないよう設定を確認してください。
- (6) Net119 を利用する場合の packets 通信費は、ご利用者の負担となります。
- (7) Net119 による通報は緊急時以外には使用できません。

3. 利用者登録における注意事項

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防局が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。
 - ふりがな
 - 氏名
 - 生年月日
 - 性別
 - メールアドレス
 - 住所
 - 電話番号

なお、登録する住所は、Net119 メール 119 登録申請書の登録区分で申請する住所とします。

※堺市、高石市及び大阪狭山市に在勤・在学の方は、「よく行く場所」に当該名称を必ず記載してください。

- (3) 登録できるメールアドレスの文字は、次のとおりです。
使用できる文字：英数字、. (ピリオド)、- (ハイフン)、_ (アンダーバー)、@ (アットマーク)
※ピリオドの連続 (..) やアットマークの直前のピリオド (.@) を含むメールアドレス

スは使用できません。

- (4) 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を消防局に伝えることができなかつた場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。登録は任意ですが、消防局が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報となりますので、登録を推奨します。

- FAX 番号
- よく行く場所（堺市・高石市に在勤・在学の方は必須）
- 緊急連絡先
 - 氏名（ふりがな）
 - 本人との関係
 - 電話番号
 - F A X 番号
 - メールアドレス

※緊急連絡先の登録を行う場合は、登録する方へ事前に同意を得てください。
登録後に消防局から登録された方に意思の確認を行う場合があります。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録変更（廃止）届出書を「問い合わせ先」に記載の連絡先まで提出してください。
- 転居やメールアドレスの変更等、登録済の利用者情報に変更があった場合
 - 利用を中止したい場合

4. 個人情報の取り扱いに関する注意事項

- (1) 登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当市消防局の管轄外から通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部へ通報を転送または伝達する場合があります。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防本部へ転送又は伝達することがあります。

5. その他注意事項

- (1) インターネットを利用するため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。

- (2) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、周囲の人に音声通報をお願いしていただく場合があります。
- (3) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがありますので、メールの記載内容に沿って返信してください。
- (4) 端末の機種変更を行ったとき、再登録が必要な場合がありますので、その際は下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

〒 590-0976

堺市堺区大浜南町 3 丁 2 番 5 号

堺市消防局（3 階）警防部 通信指令課

電話 072-238-6053(直通)

FAX 072-223-6938

メールアドレス shotsu@city.sakai.lg.jp